平成30年度

第18回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成30年12月25日(火) 開会15時20分 閉会15時45分

場 所 教育委員室

平成30年度 第18回大分県教育委員会

【議事】

(1)議案

第1号議案 平成31年度大分県教育庁職員定期人事異動方針について

第2号議案 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正に

ついて

第3号議案 宿日直手当の額を定める規則の一部改正について

第4号議案 教職員の懲戒処分について

(2) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長 委員 委員 委員 委員 委員	工林岩松高鈴	藤崎田橋木	利浩哲順幹	明昭朗子雄恵	
事務局	理事兼教育次長	宮	迫	敏	郎	
	教育次長	姫	野	秀	樹	
	教育次長	後	藤	榮		
	参事監兼教育人事課長	法基	法華津		郎	
	参事監兼学校安全・安心支援課長	宗	畄		功	
	参事監兼特別支援教育課長	後	藤	みり	みゆき	
	教育改革・企画課長	中	村	崇	志	
	教育財務課長	佐	藤	誠-	一郎	
	福利課長	冏	部	浩	康	
	義務教育課長	米	持	武	彦	
	高校教育課長	楢	崎	信	浩	
	社会教育課長	石	井	利	治	
	人権・同和教育課長	樋	П	哲	司	
	文化課長	四	部	辰	也	
	体育保健課長	井	上	倫	明	
	屋内スポーツ施設建設推進室長	Щ	上	啓	輔	
	教育改革・企画課主幹	下	鶴	直	哉	
	教育改革・企画課主査	三	浦	晃	史	

2 傍聴人 1 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。 本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成30年度 第18回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、高橋委員にお願いしたいと 思います。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。 会議の終了は15時50分を予定しています。 よろしくお願いします。

議事

(工藤教育長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議 を公開しないことについてお諮りします。

第4号議案は、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開し ないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。公開しないこと に賛成の委員は挙手をお願いします。 (採決)

(工藤教育長)

それでは、第4号議案は、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行いますので、よろしくお願いします。

【議案】

第1号議案 平成31年度大分県教育庁職員定期人事異動方針について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「平成31年度大分県教育庁職員定期人事異動 方針について」法華津参事監兼教育人事課長から説明いたします。

(法華津参事監兼教育人事課長)

第1号議案「平成31年度大分県教育庁職員定期人事異動方針について」ご説明いたします。

5ページの新旧対照表をご覧ください。

この異動方針は、教育庁本庁、地方機関及び学校を除く教育機関の職員の定期人事異動にあたり、「第1 基本方針」「第2 昇任等」「第3 異動」「第4 退職」の4項目について毎年方針を定めているものです。

昨年度からの変更点をご説明いたします。変更点は、大きく3点あります。

まず、6ページの「第3 異動」の2項に追加した、「定期的な人事 異動の徹底」です。

同じ職員が同一の業務を長期間担当することによる弊害が懸念される ことから、知事部局との均衡を図りつつ、同一業務の担当期間を、原則 として3~4年を基本とし、定期的な人事異動を徹底するものでありま す。

一方で、業務の継続性や専門性等の事情により、例外的に4年を超える勤務が求められる職種があることから、それぞれの特殊性を個別に考慮し、勤務替えを行うこととしたいと考えています。

2つ目は、同じ6ページの「第3 異動」の5項の勤務替えを行う際 に配慮する事項についてです。

勤務替えにあたっては、職員の状況に十分配慮し、実情に応じて勤務 替えを行っているところですが、特に「(2)」の健康上の事由において、 「障がいの状況」を含むことを明記することにより、障がいの状況を申 告し易くしたいと考えています。

3つ目は、定年引上げの検討についてです。

定年引き上げについては、国や他県の状況等を注視しながら、県教育 委員会における制度導入や運用の在り方を、他の任命権者とも協議しな がら、今後検討していきたいと考えています。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(工藤教育長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ ご意見のある方はお願いします。

(林職務代理者)

先ほど説明がありましたように、今回原則として3年から4年を基本として人事異動を徹底するということが追加されていますが、これまで同一職場での勤務が長い方はどのくらいの期間勤務されているのですか。

(法華津参事監兼教育人事課長)

特に歴史博物館や埋蔵文化財センター等においては、例えば9年という職員もいます。長期間勤務することによって専門性を高めていくという点もございますので、特にそのような職の方が長い期間在籍しています。

(林職務代理者)

異動による新しい人の配属は専門性を高めるという観点からは難しい 面もありますが、そこはどのように考えていますか。

(法華津参事監兼教育人事課長)

事業の進捗状況や、所属長からの意見も踏まえて適切に対応していき たいと考えています。

(工藤教育長)

今の話に出た所属に限らず、同じ職場に長期間配置されている方がいる所属もございますので、状況を見ながら対応していきたいと考えています。

(松田委員)

「第3 異動」の5(2)に配慮すべき事項として、「家庭上等」とありますが、具体的にはどのような内容ですか。

(法華津参事監兼教育人事課長)

家庭上等の配慮すべき事項として、例えば、介護の状況などについて、申告がなされています。

(松田委員)

例えば、法令等が変わった時は、担当の方を異動させないというよう に配慮することもできると思いますが、このような時はどのように対応 するのですか。

(法華津参事監兼教育人事課長)

基本的には引継ぎを徹底することによって、事務に不都合が生じないよう、徹底しているところです。しかしながら、例えば、事業の継続性等の問題があるのであれば、そのようなことも念頭に置いて考えていきます。

(工藤教育長)

他にございませんでしょうか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。第1号議案 について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

第2号議案 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正について

(工藤教育長)

次に、第2号議案「技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部 改正について」法華津参事監兼教育人事課長から説明いたします。

(法華津参事監兼教育人事課長)

第2号議案「技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正」 についてご説明申し上げます。

8ページをご覧ください。

農務技師や調理員等の技能労務職員に適用する給料表は、行政職給料表に準じて改定しておりますが、平成30年第4回定例県議会において、「職員の給与に関する条例」の一部改正が可決成立しましたので、技能労務職給料表につきまして、これに準じて改正するものであります。

また、退職手当につきましては、知事部局に準じて改正しており、知事部局と同様の改正をするものであります。

改正内容でございますが、行政職給料表について、平均で0.15% 引き上げることから、同様に技能労務職給料表につきましても、引上げ 改定を行うものであります。

また、退職手当の調整額につきましては、6ページの新旧対照表に記載をしておりますが、第1号区分の額を知事部局と同様に24, 400円を27, 100円に引き上げるものであります。

施行期日につきましては、技能労務職の給料表の改定は、給与条例の

施行日と合わせ、遡及して平成30年4月1日から適用し、退職手当の調整月額の改正は、平成31年1月1日から施行することとしています。 以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

(工藤教育長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ ご意見のある方はお願いします。

※質問なし

(工藤教育長)

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。第2号議案 について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

第3号議案 宿日直手当の額を定める規則の一部改正について

(工藤教育長)

次に、第3号議案「宿日直手当の額を定める規則の一部改正について」 法華津参事監兼教育人事課長から説明いたします。

(法華津参事監兼教育人事課長)

第3号議案「宿日直手当の額を定める規則の一部改正」について、ご 説明いたします。3ページをご覧ください。

宿日直手当の額につきましては、国の改正に準じて改正してきており、 今回、国が平成30年4月1日に遡って手当額を改正したことから、国 に準じて改正するものであります。

改正の内容は、新大分丸の船員が臼杵港停泊中に保安管理のために行う通常の宿日直勤務につきましては、4,200円を4,400円に、盲学校の教諭が舎監等として従事する特殊な宿日直勤務及び年末年始の宿日直勤務につきましては、7,200円を7,400円に、青少年の家等の教育機関の宿日直勤務及び県立海洋科学高校の寄宿舎における舎監の業務にかかる宿日直勤務につきましては、5,900円を6,100円に改定するものであります。

施行期日につきましては、給与条例の施行日と合わせ、遡及して平成 30年4月1日から適用するものであります。以上、ご審議のほどよろ しくお願いします。

(工藤教育長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ ご意見のある方はお願いします。

※質問なし

(工藤教育長)

それでは、第3号議案の承認についてお諮りいたします。第3号議案 について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第3号議案については、提案どおり承認します。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、 公開でその他、何かございませんか。

では、先に非公開と決定しました議事を行いますので、関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議案】

第4号議案 教職員の懲戒処分について

(工藤教育長)

次に、第4号議案「教職員の懲戒処分について」法華津参事監兼教育 人事課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第4号議案の承認についてお諮りいたします。第4号議案 について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第4号議案については、提案どおり承認します。

(工藤教育長)

それでは、最後にその他、何かございますか。 それでは、これで平成30年度第18回教育委員会会議を閉会します。 お疲れ様でした。